

令和 4 年度 第 1 回

和泉市都市計画審議会

【書面開催】

参 考 資 料

## 目 次

資料 番号	資 料 内 容	ページ
1	【議案第 1 号関係】 特定生産緑地の指定について	1

資料番号 1

特定生産緑地の指定について

## 1. 特定生産緑地制度の概要

- 生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- 特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行わなければならない。
- 特定生産緑地に指定するときは、都市計画審議会の意見を聴かななければならない。(生産緑地法第十条の二)

## 2. 指定申出等の状況（令和4年5月1日現在）

対象となる 生産緑地(※)	①特定生産緑地の指定を希望する		②希望 しない	合計 ①+②	回答率
	今回諮問する 生産緑地	諮問済の 生産緑地			
330地区 (1068筆)	1地区 (1筆)	305区 (982筆)	25地区 (85筆)	330地区 (1068筆)	100%
		計305地区 (計983筆)			

※第1次指定（平成4年8月18日）、第2次指定（平成4年11月30日）の生産緑地  
（申出基準日は第1次指定が令和4年8月18日、第2次指定が令和4年11月30日。）

## 3. 今後の予定

- 意向変更（非指定から指定）の相談があった場合  
都市計画審議会の書面開催で意見聴取を行うことで対応予定。
- 意向変更（指定から非指定）の相談があった場合  
都市計画審議会での意見聴取は行わず、令和4年12月頃開催予定の都市計画審議会  
で事後報告を予定。
- 特定生産緑地の指定に係る告示の時期  
各申出基準日までに告示を予定。
- 第3次指定（申出基準日：令和5年12月6日）について  
生産緑地所有者の意向確認を行った上、令和4年12月頃開催予定の都市計画審議会  
で諮問を予定。